



ムセンホーヤ!!

令和5年10月期専用

一陸特

法規



専用ノートの概要

- ・ 過去問を直近15期分収録
(平成30年6月期～令和5年6月期)
- ・ 直近1期の問題は「おまけ」に収録
- ・ 効率的に勉強できるように同じパターンの問題を除いて収録
- ・ 同じパターンの問題がある場合は、【過去の出題例】欄に掲載
- ・ 一部、参考書や問題集の解説箇所を【解説のある本】欄に掲載

専用ノートの使い方

- ・ 勉強した内容を余白に書き込んで、
自分だけのオリジナルノートを作しましょう。
- ・ 「おまけ」以外を勉強することで直近1期と同じパターンの問題を省略できます。



免責事項

この電子書籍の著作権は当サイト（ムセンボーヤ!!）管理人に帰属し、日本の著作権法および国際条約等により保護されています。

掲載している問題および解答の著作権は日本無線協会にあります。

なお、この電子書籍に販売に関して日本無線協会に届け出ております。

著作権法で認められた場合を除き、著作権者の許可なくこの電子書籍の全部又は一部を譲渡、転載、販売、その他二次利用する行為を禁じます。

これに違反する行為を行った場合には、関係法令に基づき、民事、刑事を問わず法的責任を負うことがあります。

また、この電子書籍に含まれる情報について、できる限り正確な情報を提供するように努めておりますが、正確性や安全性を保証するものではありません。

この電子書籍の内容によって生じた損害等の一切の責任を負わないものとします。

この電子書籍の使用にあたっては、以上に同意いただいた上ご自身の責任のもとでご活用いただきますようお願い申し上げます。

書籍情報

タイトル：一陸特 法規

発行日：令和5年8月

著者名：くるぼう

サイト名：ムセンボーヤ!!

サイトURL：<https://musenboya.com/>

連絡先：上記サイトに設置のお問い合わせフォームよりお願いします。

定価：300円



	R5.6B	R5.6A	R5.2B	R5.2A	R4.10B	R4.10A	R4.6B	R4.6A	R4.2B	R4.2A	R3.10B	R3.10A	R3.6B	R3.6A	R3.2.B
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															
	R3.2A	R2.10B													
1															
2															
3															
4															
5															
6															
7															
8															
9															
10															
11															
12															

【特徴】

各試験回と問題番号との対応表

過去15期分に対応

1期前の問題のマス目をグレーで色分け

各マス目に自由に記入してください

(勉強した日付、理解度、間違えたチェック等)

目次

問題	ページ	問題	ページ	問題	ページ
令和5年2月期午後[01]	7	令和4年10月期午前[03]	25	令和3年10月期午後[02]	43
令和5年2月期午後[02]	7	令和4年10月期午前[04]	25	令和3年10月期午後[03]	43

SAMPLE



令和5年2月期午後[01]

過去の出題例	令和4年2月期午前[1]	令和2年10月期午後[2]	平成31年2月期午後[2]
	平成29年10月期午後[2]	平成28年6月期午後[2]	平成26年2月期午後[2]
	平成24年6月期午前[1]		

[1] 次の記述は、無線局の落成後の検査について述べたものである。電波法（第 1 0 条）の規定に照らし、 内に入れるべき最も適切な字句の組合せを下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

① 電波法第 8 条の予備免許を受けた者は、工事が落成したときは、その旨を総務大臣に届け出て、その無線設備、無線従事者の資格（主任無線従事者の要件に係るものを含む。）及び A 並びに時計及び書類（以下「無線設備等」という。）について検査を受けなければならない。

② ①の検査は、①の検査を受けようとする者が、当該検査を受けようとする無線設備等について登録検査等事業者（注 1）又は登録外国点検事業者（注 2）が総務省令で定めるところにより行った当該登録に係る B を記載した書類を添えて①の届出をした場合においては、 C を省略することができる。

注 1 電波法第 2 4 条の 2（検査等事業者の登録）第 1 項の登録を受けた者をいう。

2 電波法第 2 4 条の 1 3（外国点検事業者の登録等）第 1 項の登録を受けた者をいう。

A	B	C
1 員数	検査の結果	当該検査
2 員数	点検の結果	その一部
3 技能	検査の結果	その一部
4 技能	点検の結果	当該検査

令和5年2月期午後[02]

過去の出題例	令和4年2月期午後[1]	令和2年10月期午後[1]	平成30年6月期午前[2]
	平成28年6月期午後[1]	平成26年10月期午後[1]	平成25年10月期午前[1]
	平成24年6月期午後[1]		

[2] 次に掲げる事項のうち、総務大臣が固定局の免許の申請書を受理したときに審査しなければならない事項に該当しないものはどれか。電波法（第 7 条）の規定に照らし、下の 1 から 4 までのうちから一つ選べ。

1 周波数の割当てが可能であること。

2 当該業務を維持するに足る経理的基礎及び技術的能力があること。

3 工事設計が電波法第 3 章（無線設備）に定める技術基準に適合すること。

4 総務省令で定める無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準に合致すること。



令和5年2月期午後[03]

過去の出題例	令和3年6月期午後[3]	令和元年10月期午後[3]	平成30年10月期午後[3]
	平成29年2月期午前[3]	平成27年2月期午後[4]	平成26年2月期午後[3]
	平成25年2月期午後[3]		

[3] 「無人方式の無線設備」の定義を述べた次の記述のうち、電波法施行規則（第2条）の規定に照らし、この規定に定めるところに適合するものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 無線従事者が常駐しない場所に設置されている無線設備をいう。
- 2 他の無線局が遠隔操作をすることによって動作する無線設備をいう。
- 3 遠隔地点における測定器の測定結果を、自動的に送信し、又は中継する無人の無線設備をいう。
- 4 自動的に動作する無線設備であって、通常の状態においては技術操作を直接必要としないものをいう。

令和5年2月期午後[04]

過去の出題例	令和4年2月期午前[3]	令和3年2月期午前[3]	令和元年10月期午前[3]
	平成31年2月期午前[3]	平成29年10月期午後[3]	平成28年10月期午後[4]
	平成27年10月期午後[4]	平成26年10月期午前[3]	平成25年6月期午前[3]

[4] 周波数測定装置の備付け等に関する次の記述のうち、電波法（第31条及び第37条）及び電波法施行規則（第11条の3）の規定に照らし、これらの規定に定めるところに適合しないものはどれか。下の1から4までのうちから一つ選べ。

- 1 総務省令で定める送信設備には、その誤差が使用周波数の許容偏差の2分の1以下である周波数測定装置を備え付けなければならない。
- 2 電波法第31条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置は、その型式について、総務大臣の行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない（注）。
注 総務大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であって総務省令で定めるものを施設する場合を除く。
- 3 空中線電力50ワット以下の送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。
- 4 26.175MHzを超える周波数の電波を利用する送信設備には、電波法第31条に規定する周波数測定装置の備付けを要しない。